地域公共交通確保維持改善事業実施要領の一部改正について

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の一部を次のように加える。

改正案	現 行	備考
附 則(令和5年8月1日 国総地第58号、国自旅第98号)	(新設)	
1. 施行期日		
この要領の改正は、令和4年度第二次補正予算から施行する。		
2. 危険なバス停対策事業	(新設)	
(1)交付決定の変更の軽微な変更		
交付要綱附則(令和5年8月1日)第8条に定める軽微な変更は、		
以下のとおりとする。		
・補助対象設備、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場		
合であって、交付決定通知書別紙に記載された「補助対象事業の		
着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合		
・補助対象事業の内容に変更が生じない場合であって、事業実施		
のための安全対策費用に要する経費の各費目・経費内における		
流用をしようとするとき。		
3. タクシーの利便性向上事業	(新設)	
(1)交付決定の変更の軽微な変更		
交付要綱附則(令和5年8月1日)第23条により準用することと		
された附則第8条に定める軽微な変更は、以下のとおりとする。		
・補助対象設備、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合		
であって、交付決定通知書別紙に記載された「補助対象事業の着		

改正案	現行	備考
手及び完了予定日」に変更を生ずる場合		
・補助対象事業の内容に変更が生じない場合であって、事業実施の		
ための基礎データ収集・分析協議会開催に要する経費、タクシー		
の利便性向上にあたり必要となるシステム構築にようする経費、		
実証運行に要する経費の各費目・経費内における流用をしようと		
するとき。		
4. 鉄道からバスへの転換事業	(新設)	
(1)交付決定の変更の軽微な変更		
交付要綱附則(令和5年8月1日)第28条により準用することと		
された附則第8条に定める軽微な変更は、以下のとおりとする。		
・補助対象設備、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合		
であって、交付決定通知書別紙に記載された「補助対象事業の着		
手及び完了予定日」に変更を生ずる場合		
・補助対象事業の内容に変更が生じない場合であって、鉄道事業か		
ら乗合バス事業への転換時に必要となる建物および停留所の導		
入に係る経費の各費目・経費内における流用をしようとすると		
き。		